

# 令和2年5月森町議会臨時会会議録

1 招集日時 令和2年5月8日（金） 午前10時00分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和2年5月8日（金） 午前10時00分

4 応招議員

1番議員	川岸和花子	2番議員	出口裕
3番議員	岡戸章夫	4番議員	加藤久幸
5番議員	中根信一郎	6番議員	岡野豊
7番議員	吉筋恵治	8番議員	中根幸男
9番議員	鈴木托治	10番議員	西田彰
11番議員	亀澤進	12番議員	山本俊康

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田康雄	副町長	村松弘
教育長	比奈地敏彦	総務課長	村松成弘
企画財政課長	佐藤嘉彦	税務課長	山下浩子
住民生活課長	富田正治	保健福祉課長	平田章浩

産業課長 長野 了

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 花嶋 亘 議会書記 清泉 雅文

10 会議に付した事件

議案第42号 専決処分の報告承認を求めることについて

議案第43号 専決処分の報告承認を求めることについて

議案第44号 専決処分の報告承認を求めることについて

議案第45号 専決処分の報告承認を求めることについて

議案第46号 専決処分の報告承認を求めることについて

議案第47号 専決処分の報告承認を求めることについて

議案第48号 令和2年度森町一般会計補正予算（第3号）

————— 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

< 議事の経過 >

議長 （ 亀澤 進 君 ）出席議員が定足数に達しておりますので、  
ただいまから令和2年5月、森町議会臨時会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。  
発言の際にも、マスクを着用して発言してください。  
また、発言するとき、発言が終了したときにマイクボタンを押す  
ようお願いします。  
それでは、日程に入ります。  
日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。  
会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、  
6番岡野豊君及び7番吉筋恵治君を指名します。  
日程第2、「会期の決定」を議題とします。  
お諮りします。  
本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議 長

( 亀澤 進 君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、議案第42号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長

( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

( 太田康雄 君 ) ただいま上程されました議案第42号「専決処分の報告承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和2年度地方税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年3月31日に公布され同年4月1日から施行されることに伴い、これに関連する森町税条例、森町都市計画税条例及び森町国民健康保険税条例の一部改正を早急に行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付けで専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会に報告して承認を求めるものであります。

令和2年度地方税制改正の主な内容としましては、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進に係る税制上の措置や連結納税制度の抜本的な見直しを行うとともに、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭に対する公平な税制の実現やNISA制度の見直し及び所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応など、納税環境の整備等を行うものであります。

なお、令和2年度地方税法の改正による法施行日が、令和2年4月1日及び令和2年10月1日以降と分かれており、今回の専決処分については、施行日が令和2年4月1日のものであり、令和2年10

月 1 日施行以降の改正部分につきましては、今後提案させていただく予定であります。

それでは、各条例について、ご説明いたします。

始めに、「森町税条例等の一部を改正する条例」について申し上げます。

主な改正は 2 点ございますが、1 点目は、町民税に係る給与所得者及び公的年金受給者の扶養親族申告書において、単身児童扶養者に該当する場合は、その旨の記載を不要とする等所要の措置を講ずるものであります。

2 点目は、固定資産税の課税の公平性の観点から、所有者不明土地等について使用者がいる場合には、使用者を所有者とみなし、固定資産税を課することができることとし、登記上の所有者が死亡している場合においては、現に所有している者に対して、賦課徴収に必要な事項の申告を制度化するものであります。

次に、「森町都市計画税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

今回の改正は、地方税法の改正に合わせ、引用法令に項ずれが生じるため、修正を行うものであります。

最後に、「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

3 点ございますが、1 点目は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を 61 万円から 63 万円に、介護納付金額に係る課税限度額を 16 万円から 17 万円に引き上げるものであります。

2 点目は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について、世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を、5 割軽減対象世帯においては、28 万円から 28 万 5 千円に、2 割軽減対象世帯においては、51 万円から 52 万円に引き上げるものであります。

3 点目は、長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたことに伴い、改正を行うものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長

( 亀澤 進 君 ) これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、吉筋恵治君。

7番議員

( 吉筋恵治 君 ) 7番、吉筋恵治です。始めに一つお断りしておきます。この提案書をいただいたのは先ほどなものですから、全文に目を通してありませんので若干質問が、どこかでもしずれているようであればご指摘をいただきたいと思います。その上で質問させていただきます。

まず、1ページ目でございます。1ページ目の一番下段の5と書いてあるところにありますが、「固定資産の所有者の存在が不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する」と記されておりますけれども、このような対象になるような案件というのは、おおよそ森町でどのぐらいあるのか一つお尋ねをいたします。

それから使用者というのは、例えば持ち主がいなくなったけれども、その田んぼを何か使っていたり、畑や何か家屋を使っていたりするという場合に、そういう方に課税をできるという条例だと思えますが、この使用者という定義はどんなものなのかお尋ねをします。とりあえずそこまででいいです。よろしく願いします。

議長

( 亀澤 進 君 ) 山下税務課長。

税務課長

( 山下浩子 君 ) 税務課長です。ただいまのご質問にお答えします。一つ目のご質問ですけれども、所有者不明の案件はどのくらいあるかということですが、現在のところ相続が開始され、調査を尽くしても相続人がいることが明らかでない場合には、自動的に相続財産が法人化して相続財産法人となっていきます。通常法人化した財産を管理するために相続財産の管理人の選出が必要となってくるわけなのですけれども、そういったことをしても明らかにならない案件が現在12件、法人化してもそれを徴収するところさま

で至らないという案件が12件ございます。また、調査を尽くしても現所有者が明らかにならない時には不納欠損等の処理をする場合もあります。

それから使用者についてですけれども、はっきりした定義がちょっとまだ定まっておられませんけれども、先ほど議員がおっしゃるように、その土地を使っている者、建物を使っている者、そういう解釈でよろしいのではないかと思います。以上です。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 7番、吉筋恵治君。

7番議員 ( 吉筋恵治 君 ) 天方地域でも、他の森町全体でもこういう案件があるというのは、以前から私も承知をしております。また、以前から静岡県ではバブル期に大変多くの土地が動いて、バブル崩壊とともにその土地の所有者が不明になっているという案件が県でも、それから全国的にも大変多いと聞いております。そういうことの中からこういう解決策というか条例改正が出てきたのだらうと思います。例えばこの通知を、使用者に課する場合は、例えばその使っている方に、始めにこの趣旨を申し上げてからそういう課税対象とするのか、その辺の調査をどのようにするのか。例えば、田んぼを使ってるけれども税金を支払うなら、採算が合わないからやめるよという方もおられるのかもしれない。その辺りの通知であるとか、その登記をどのように進めていくのか、お尋ねをいたします。それから条例改正をするのでありますから、やはり使用者の定義というのは、はっきり町は町として、国は国として定義を作るべきではないかと私は思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 山下税務課長。

税務課長 ( 山下浩子 君 ) 税務課長です。ただいまのご質問にお答えします。使用者に対してどのような通知をとということですが、現にこれから発生することですので、今後の方針でありますけれども、現段階では個人の固定資産税においては、課税の公平性の観点から所有者不明の土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、土地の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間につい

ては、現に所有している者に対して、賦課徴収に必要な氏名住所等の申告をしていただいております。それにその調査をしてもなお所有者が一人も見つからない場合には、その使用者を所有者と見なし固定資産税を課することができるようにするというものですので、今後におきましては、いろいろ調査をして所有者が一人も分からない場合につきましては、その使用者に、当然いきなり通知を出すということではないので、使用者の氏名住所等を確認して、それから通知を発送するというような形になってくると思います。

二点目の使用者の定義ですけれども、おっしゃるとおりはっきりしておく必要があると思いますので、そちらの方確認して、また使用者の定義を課で定めていきたいと思います。以上です。

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 他に質疑はありませんか。  
( 発言する者なし )

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 「質疑なし」と認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
( 発言する者なし )

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 「討論なし」と認めます。  
これから議案第42号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。  
( 起立 全 員 )

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 起立全員です。

したがって、議案第42号は、原案のとおり承認されました。

日程第4、議案第43号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )  
議 長 ( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄 君 ) ただいま上程されました議案第43号「専決処分の報告承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げ

ます。

本案は、森町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。

今回の改正は、国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2段」において、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」との記載が盛り込まれたことを受け、関係する森町国民健康保険条例の一部改正に急施を要するため、令和2年4月24日付けをもって専決処分を行ったものであります。

それでは、改正内容について説明を申し上げます。

国民健康保険の傷病手当金の支給については、国民健康保険法第58条第2項に、「条例又は規約の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができる。」と定められておりますので、傷病手当金を支給するため、森町国民健康保険条例について所要の改正を行うものであります。

傷病手当金については、被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり感染が疑われる者を対象者として、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2を日額とし、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間について、傷病手当金として支給するものであります。

傷病手当金の適用となる期間は、国の特例措置のため、令和2年1月1日から9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間としています。

なお、条例の附則に追加することとしたため、項建てから条建てに変更する改正を併せて行いました。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

（ 亀澤 進 君 ）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

議 長

10番議員 10番、西田彰君。  
( 西田 彰 君 ) 期日が9月30日までということですが、それ以上の延長はないということでしょうか。

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 富田住民生活課長。  
住民生活 ( 富田正治 君 ) 住民生活課長です。ただいまの西田議員のご質問にお答えします。期間の延長はないかということですが、現状、コロナウイルスの拡散の状況を踏まえて国の方で判断がされると思いますので、もし国の方で延長という財政支援があれば、町も対応してまいりたいと考えております。以上です。

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 他に質疑はありませんか。  
9番議員 ( 鈴木托治 君 ) 鈴木です。第3条の途中ですけど、新型コロナウイルス感染症の場合はもちろん分かりますけど、発熱の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限るとい  
うのは、誰がこれを判断するのでしょうか。

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 富田住民生活課長。  
住民生活 ( 富田正治 君 ) 住民生活課長です。ただいまの鈴木議員のご質問にお答えします。誰が判断するのかということなのですが、こちらは被用者に限っておりますので、その雇用主と言うかそちらの方に就業の証明をしていただきますので、そちらで判断させていただきたいと考えております。以上です。

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 9番、鈴木托治君。  
9番議員 ( 鈴木托治 君 ) 今、コロナ感染症の疑いが非常にある場合でも、森町病院としてはこの感染症の確認というのはできないのですか。

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 町長、太田康雄君。  
町 長 ( 太田康雄 君 ) 本日は、森町病院事務局長は出席をしておりませんので正確なことはお答えできませんけれども、まずは、言われているように発熱があれば様子を見ていただく、それでなお発熱が続く場合には、帰国者接触者相談センターに問い合わせをして

いただいて、その指示に従うということですので、森町病院で判断するということは基本的にはないかと思います。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 他に質疑はありませんか。

12番、山本俊康君。

12番議員 ( 山本俊康 君 ) ちょっと確認ですが、先ほどの専決のところと今回のところについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、この規定によって今回必要が生じてやるわけですが、先ほどの場合は、総務省の省令が令和2年3月31日に公布されたことに伴いということですが、今回この国民健康保険条例の一部を改正する条例については、ここの理由としては一部改正に緊急を要するためであるわけですが、上位法に、何か公布はもうすでにされているという意味でよろしいのか、先ほどの専決のところの令和2年3月31日に公布されたというようなことで理解をすればいいのか、そこだけちょっと教えてください。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 富田住民生活課長。

住民生活課長 ( 富田正治 君 ) 住民生活課長です。ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。今回の改正につきましては上位法の改正は特にございませぬ。国の方から特別調整交付金の財源に充てるということで示されてきましたので、財政的な措置を受けるということで、こちらの条例を改正するものであります。以上です。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第43号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

( 起立全員 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 起立全員です。

したがって、議案第43号は、原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第44号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 亀 澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただいま上程されました議案第44号「専決処分の報告承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、森町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例であります。

今回の改正は、静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が令和2年4月21日付けで施行されたことに伴い、関係する条例の一部改正に急施を要するため、令和2年4月24日付けをもって専決処分を行ったものであります。

それでは、改正の内容について申し上げます。

静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正により、後期高齢者医療制度においても傷病手当金が支給されることとなりましたので、森町後期高齢者医療に関する条例に定める、町において行う事務に、傷病手当金の支給に係る申請書を受付する事務を追加する必要性が生じたため、条例の一部を改正したものであります。

この改正により、傷病手当金の給付については、他の保険給付と同様に静岡県の広域連合から給付することとなりますが、その申請手続を町が行うこととなります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

議 長 ( 亀 澤 進 君 ) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員 ( 西田 彰 君 ) 先ほどの国保の関係もそうだったのですが、3ページの第5条2項に「前項の規定により町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。」つまりこれは休んでる間の給与の一部を町が払うわけですけど、払ってあるわけですけどそれをまた事業主から回収するということですよ。

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 富田住民生活課長。

住民生活 ( 富田正治 君 ) 住民生活課長です。ただいまの西田議員のご質問にお答えします。ただいまの事業主から徴収するということになっております部分につきましては、休業部分に係る申請においては国の財政支援基準となりますので事業主から徴収することはありません。経済状況が不安定なため就業分等事業主が給与として支払わなければならない分について、全部または一部を減額した場合は、その差額について傷病手当金として請求があった場合に、傷病手当金として制度の方で支払いをし、後に本来債務のある事業主から徴収するための条文ということになります。事業主が支払うべき給与の傷病手当金として支払った額について事業主が支払う義務が消滅するものではございません。ただいまの回答ですが、先ほどの国保と合わせてということですので、国保の制度としてお答えさせていただきます。後期高齢者医療につきましては、その実務を連合組合の方で行いますので、森町としては、申請を受け付けるのみということになります。以上です。

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第44号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

議 長 ( 起 立 全 員 )  
( 亀 澤 進 君 ) 起立全員です。  
したがって、議案第44号は、原案のとおり承認されました。  
日程第6、議案第45号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。  
職員に議案を朗読させます。

議 長 ( 職 員 朗 読 )  
( 亀 澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただいま上程されました議案第45号「専決処分の報告承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。  
令和2年度森町一般会計補正予算(第2号)の専決処分でございますが、令和2年4月20日に閣議決定され同月30日に可決成立しました国の令和2年度補正予算(第1号)にて措置されました、給付対象者1人につき10万円を給付する、特別定額給付金事業の迅速な給付を実現するための事務経費と、ゴールデンウィーク中の新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、町内食事提供施設に休業要請を行うに当たり、休業協力事業者に対する協力金の計上、加えて、役場窓口等の新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る経費、及び介護保険事業におけるシステム改修経費の計上に急を要したことから、令和2年4月24日に専決処分を行ったものであります。  
本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ32,002千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,919,002千円とするものであります。  
それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。  
7・8ページ、2款1項1目、一般管理費811千円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として役場窓口へのエチケットボード設置、及び消毒液等の購入のための消耗品費、保健福祉課職

員の業務を保健福祉センター内会議室等で分散して行うためのLAN配線整備事業委託料、及び各関係機関とのテレビ会議等に対応するための諸備品購入費でございます。

12目、特別定額給付金事業費15,630千円につきましては、国の令和2年度補正予算（第1号）にて措置されました、給付対象者1人につき10万円を給付する、特別定額給付金事業の給付に要する、電算システムの改修や通信運搬費等の事務費でございます。

9・10ページ、3款1項4目、老人福祉費561千円につきましては、介護保険事業におけるマイナンバー制度上の情報連携のための特定個人情報の追加・変更に伴い、必要となる介護保険システムの改修を、国の補助金を活用し早期に着手するもので、このシステム改修に係る一般会計からの繰出金でございます。

7款1項1目、商工総務費15,000千円につきましては、ゴールデンウィーク中の新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、県が実施する休業要請対象外施設である町内の食事提供施設に対し、町として休業要請を行うに当たり、休業要請に対する協力金を1事業者につき20万円支給するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、15款2項1目、総務費国庫補助金15,630千円につきましては、特別定額給付金事業に係る国の事務費補助金でございます。

16款2項5目、商工費県補助金7,500千円につきましては、町内食事提供施設に対する休業要請協力金に係る、県の交付金でございます。

20款1項1目、繰越金8,872千円につきましては、財源調整として計上するものでございます。

以上が、専決処分にかかる令和2年度森町一般会計補正予算（第2号）の内容であります。

よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長 ( 亀澤 進 君 ) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、中根幸男君。

8番議員 ( 中根 幸男 君 ) 一点、質問させていただきます。9・10ページ、7款1項1目、商工総務費の新型コロナウイルス感染症対策経費として、休業要請協力金が計上されております。この休業要請については飲食店等という表現をしてありますけども、この等という考えが少し分かれば教えていただきたい。飲食店以外に要請したところがあるのかどうか。

それから、一応予算計上におきましては75店舗ということですが、具体的に何軒の要請をされたのか、その辺が分かりましたらお願いしたいと思います。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 長野産業課長。

産業課長 ( 長野 了 君 ) 産業課長です。中根幸男議員のご質問にお答えします。休業要請に係るご質問でございます。飲食店等といたしましたことにつきましては、正確には食事提供施設ということで考えておきまして、皆さんに対して食事提供施設という言葉も堅いものですから飲食店等ということでございます。具体的には食堂・レストラン・専門料理店・そばうどん店・寿司店・居酒屋・ビアホール・喫茶店等が含まれますので、飲食店となるとちょっと例えば喫茶店とか、狭いイメージになってしまいますので、その意味で等をつけたということでございます。

一応、予算上75店舗ということでございますけれども、町内において何店舗が具体的に飲食店業を営んでいるかというのは、当課では把握できる状況にはなっておりません。と申しますのは、要は飲食店の許可を得るのが保健所になりますので、保健所においてはある程度、許可を取っている店舗の住所等は把握はできますが、しかしながら許可を取っているからといって飲食店を営んでいるというわけではございません。公的にもこの休業要請については、町が行うものにつきましてはそれこそ特措法上で行うものではなく、町独

自で行うものになっています。その特措法上において、この店この店この店として指定をして休業を要請をするものではありません。指定をする条項もあるのですが、そちらではなくてやはり休業要請でございますので、あくまでも協力です。ですので、この店この店この店この店に対して休業要請をしたというわけじゃなくて、飲食店を行う皆さんに対して休業要請を行うものといった整理になっています。これは県においても、休業要請の整理とすると、そういった形で休業要請を、その業種に対して休業要請をしているということでございますので、具体的にこの店舗とこの店舗というわけではございません。しかしながら、できるだけ早くその方々に分かっていたいただきたいということで商工会さんにご協力をいただいて、商工会の会員になっている皆さんにつきましては、もう決まった時点ですぐペーパーを作ってFAXを個別にさせていただいております。なので具体的にこの店に出したということではないです。以上です。

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 8番、中根幸男君。

8番議員 ( 中根 幸男 君 ) そうしますと、実際に5月11日から休業をしましたというような申請の手続きがされて、初めてその店舗数が分かるというような解釈でよろしいでしょうか。

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 長野産業課長。

産業課長 ( 長野 了 君 ) 産業課長です。75という数字については、それこそ保健所からいただいた資料が、たまたまその許可のものがあつたのですが、それを参考に75と数字を出しただけでございますので、実際に休業要請にお応えしてくれた、どのぐらいの方というのは、今、ご発言があつたとおり申請があつて初めて分かつてくるという状況であります。しかしながら当課としてもどのぐらいの店が休んでいるのかというのは、ゴールデンウィーク中もちょっと見回りではないですけど、それだと強力なものですから、どんな感じかなというのは、適宜私も担当の方もちょこちょこ回って、ここは休んでいるなという確認はさせていただいております。以上です。

議長  
8番議員

( 亀澤 進 君 ) 8番、中根幸男君。

( 中根 幸男 君 ) 国の方で緊急事態宣言が5月31日まで延長されたということで、それこそ今朝の新聞でも、そのうち県内の新型コロナ対応ということで8市町が休業要請の延長を行った、26市町が6日で休業要請は解除したということで、森町におきましては感染者も今のところ出ていませんし、この判断でよろしいかと思いますが、その辺の考え方をもう一度確認の意味で伺いたいと思います。

議長  
産業課長

( 亀澤 進 君 ) 長野産業課長。

( 長野 了 君 ) 産業課長です。休業要請の延長をした市町については、今、ご発言があったとおりでございます。その休業要請について、国が5月4日に方針を出して、県が5月5日に対策本部を開いて、実際に県がどこまで休業要請するかというのは、初めて県の本部会議において判明したわけでございますけれども、当然、森町といたしましても緊急事態宣言が延長される見込みだという時点で、町長等と担当、副町長合わせていろんな検討をさせていただきました。その中の考え方といたしまして、まず休業要請については、ご案内のように広域的な取り組みが望まれる、また、法的な整理の上でもまずは県が取り組むべき性質のものであるという一つの整理がございます。そういった中で県もゴールデンウィークまで休業要請を出しました、それでこの期間についての考え方なのですが、緊急事態宣言が5月6日までだから5月6日までといった整理ではなく、緊急事態宣言の中で、しかもゴールデンウィークという多くの人が出る可能性があって、県外等からも来る可能性があるという期間において、町としては県が休業要請を出していない施設で、しかも先ほど申し上げましたように、不特定多数の方の利用等、混雑が予想される飲食店等に対して県と同様に町が休業要請を出したという整理になってございます。やはりゴールデンウィーク中は多くの人が見込まれるので休業要請を出したということでありまして、しかしながら緊急事態宣言だからといって、それを闇雲に

引っ張るのかということではないよねという確認をしたうえで、町としては休業要請の延長はしないという判断をしたところでございますので、そういった考え方に基づいて延長はしていないということでございます。以上です。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 他に質疑はありませんか。

5 番、中根信一郎君。

5 番議員 ( 中根信一郎 君 ) ただいまの中根幸男さんの質疑とかぶりませんが、中身についてということではなく、町から休業要請をしたという中で5月7日から要請を解除するという事になったかと思えます。要請ということですので、解除するにあたって、7日から解除するというものがいつの時点ではっきりしたのか、また、休業していただいている方が今度再開するにあたって、どういう形で業者の方に伝わっているのか、商工会を通じて休業要請をしたというようなお話があったかと思えますが、逆に商工会さんの方に、町で判断した時点で連絡をして、7日からは休業要請を解除するということを確認ができているのか、ホームページ等で確認してくれとか、そういうことあるかとは思いますが、現実問題として民間の方々には、売上も大きい会社、業種の方もいらっしゃると思います。ですので、そういう方々は人件費と言いますか人の問題、それと材料の問題、そういったものを全て事前に仕入れられない限りできない業種もあるわけですね。そういった対応について町がどういう形で動いたのか、それについてちょっとお伺いをしたいです。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 長野産業課長。

産業課長 ( 長野 了 君 ) 産業課長です。解除について、中根信一郎議員からのご質問でございます。正式に休業要請を延長しないと、解除と言うよりは6日まで休業要請をしていますので、基本的には皆さん5月6日までという認識だったと私は感じています。報道上も浜松市が休業要請を延長しない、静岡市も延長しないという中で、こちらといたしましては、そこが本当に全ての皆さんにどこまで伝わっているかというのは不明ではございますけれども、先ほど申し上げ

げましたように、緊急事態宣言の中なのだけどゴールデンウィークだから休業要請をしていますよということはお伝えしてるつもりではあります。そこがなかなか伝わっていないかもしれないですけど、そうだとすると、その方々もやっぱりゴールデンウィーク中は休業するのだという認識でいられたのかと思います。しかしながら私どもとすると商工会さんには常々町の方針が変わる度に対策本部を開いて、いろんな細かいことも変わった度に町の対応方針について通知を差し上げています。なので、それに基づいて商工会さんが各事業者、先ほど申し上げましたようにこの店舗この店舗この店舗に休業要請を出してるわけではございませんので、そこは県もどこも、どこの市町も同じようにやっています。それは法的には、できないというよりはしない整理になっていますので、そういった形で商工会さんには、情報はその都度提供させていただきます。正式に決まりました5月5日、これは県の方針が5月5日の2時15分からの本部会で決まって、それを受けて町が本部会議を開いて、そこで正式に決定したという運びでございますので、商工会さんには5月7日だったと思いますが、すぐ連絡はしております。あとは当然ホームページ等で通知はさせていただいております。ですので、考え方からすると確かにこの店舗この店舗この店舗に要請されたのではないかということなのですけども、最初の通知についても、あくまで情報提供として商工会の会員さんに提供させていただいたということでございますので、私どもとするとその各個別の店舗にお知らせするというよりは、その業種の方々に公な形で広報させていただいたという整理になっています。以上です。

議 長  
町 長

( 亀澤 進 君 ) 町長、太田康雄君。

( 太田康雄 君 ) ただいま産業課長からお答えさせていただきましたとおりであります。少し補足をさせていただきますと、今回の緊急事態宣言の延長については、5月4日に国が公表し、そしてそれを受けて静岡県が5月5日の午後に対策本部会議を開催しております。そもそもこの営業の自粛要請については、県の対応に基づ

いて町も呼応する形で5月6日までということで実施をさせていただいております。ですので、その自粛要請を解禁するというよりも自粛要請自体5月6日で終了ということでございます。そして、そのことについては5月5日の県の対策本部会議を受けて、すぐ町の対策本部会議を開催し、森町としてもこの休業要請は延長しないという決定をいたしました。そして、これをどのように広報するかということでございますが、先ほどから申し上げておりますように、特定の事業者に対して個別にお知らせをするということではありません。ですので、5月5日の夜の同報無線の定時放送、それから5月6日の朝の同報無線の定時放送において、私から、休業要請については延長しないという旨を、同報無線を通じてお知らせをさせていただいたところであります。

議長  
5番議員

( 亀澤 進 君 ) 5番、中根信一郎君。  
( 中根信一郎 君 ) 最初から6日までだということがはっきりと業種の方に伝わっていたかどうかという問題はちょっとあるのかと、それについて商工会さん等がそういう認識で最初からいたのかどうか、商工会さんに連絡をしたというのが5月7日だというお話でしたので昨日かと思いますが、現実、事前に7日から事業をスタートするのであれば、できるだけ早く業種の方によっては連絡が欲しいわけですので、商工会さん、お休みだということをおっしゃるかもしれませんが、今日日ですので、いろんな形で全員に行き渡らないにしても個人的にということになるかと思いますが、SNSの発信であれいろんな形で、もう解除をして7日から動ける状態にしてみようというようなことをできるだけやってあげないといけないのではなかったかどうかと思う部分があるわけですが、大きい店舗の方についてはかなり連休中の打撃と言いますか売上の減というのがかなりあると思いますので、そういった方々には、産業課さんなりそういった方々に、私どももそうですが、情報をもうそういう形ではっきりと、7日からは動いていいならしいということによっていただければ、それなりに皆さんにできるだけ広げるということも

議 長  
産業課長

できたかと思うのですが、そういった対応は全然考えなかったという  
ことによろしいですか。

( 亀澤 進 君 ) 長野産業課長。

( 長野 了 君 ) 産業課長です。再度のご質問でございます。  
5日の夕方に決定をして、今、町長から答弁があったように同報無  
線、ホームページ等もすぐ更新はしております。個別にというのは、  
やはり行政としてはどの方だけ連絡するとかそういったことは、基  
本的にはこういった時点でも、公平性の観点から、あの店は連絡が  
来た、私のところは来なかった、それは小さいからだよということ  
はとても申し上げられません。そういう意味で、公平的な手段とし  
て同報無線、ホームページ等でお知らせしたということございま  
す。

一点、なかなかここはご理解と言うかご協力していただいております  
ので難しいところはあるわけでございますけれども、休業要請で  
ございますので、要は休業をお願いしているけれども、言葉は適切  
でないかもしれないですが、その店のご判断で営業することはそれ  
こそ何ら問題はない整理です。要は、来るのでできれば休業をお願  
いしますといったことでございますので、それは自主的な判断にお  
いて、その事業者が判断をして、もう7日からはやりたいよ、後は  
どういった判断をされているかという詳しいことは個別に聞き取ら  
ないと分からないですけれども、その前に、こちらが休業要請する  
前に自主休業された方々もいる、それは従業員のこととかやはりい  
ろんなことを検討されて、自分の経営方針なり従業員の安全だつた  
り、やはり森町からは出たくないという思いがあったり、いろん  
な中で休業されています。整理とするとあくまでも休養要請でござ  
います。これからそれで予算に上がっていますのも協力金でござい  
ます。協力金というのは、言い方がいいかどうか分かりませんがお  
礼の気持ちがある協力金でございます。ですので、営業するかどう  
かについてはあくまでも自主的な判断というところは、法的にもそ  
うですし整理的にもそうなっておりますので、応えて休業要請され

ている方々にとっては、休業してそういうコロナの防止に貢献していただいたという点では、やはり非常にありがたいことだと思っておりますが、そこはあくまで自主的な判断であり、こちらとしては5月6日までということをお願いをしておりますので、個別にそれこそそういったことは、やってはおりません。以上です。

議 長  
5 番議員

( 亀澤 進 君 ) 5 番、中根信一郎君。  
( 中根信一郎 君 ) 要請ということで、おっしゃるとおりだとは思いますが、コロナ感染自体が終息をしていってくれば、割とこれも今回のみということになるかとは思いますが、次に第二弾があった時に、一応休業要請をまたかけなければいけないというようなことがある場合があるかもしれません。そういった時には、今、おっしゃったように事業主の方の判断だということをはっきりと明確にさせていただいて、要請はするけれども、どこまで行っても事業主さんの判断に任せるということであれば、そういう形にはっきりとこうしていただいて、それでもやる人、やめる人、いろいろいるかとは思いますが。これは非常に難しい問題だとは思っていますが、その辺だけはっきりとしないと今度要請をしても休業していただけないということが発生するかもしれませんので、その辺だけ今後に向けてご検討をしていただくということを考えていただきたいと思います。以上です。

議 長  
町 長

( 亀澤 進 君 ) 町長、太田康雄君。  
( 太田康雄 君 ) 中根信一郎議員から、今後のことということでお話をいただきました。実際、休業要請をしていただいた方からの協力金の申請については来週月曜日から受付が始まるわけですので、どれだけの事業者の皆さまが要請に伝えてくださり、休業していただけたかということについては、そこから申請が上がって実態が把握できてくると思います。とにかくこのゴールデンウィークを挟んでのことですので、いろいろな情報が十分に集まっていない点もあろうかと思っておりますので、今後そういったところなども、寄せられる声等も判断しながら、また先ほどから申し上げてお

りますように、この事業者には連絡するけどここはいいだろうという判断は行政としてはできませんので、そういった公平性の観点等、行政としてやるべきことを、その基準を踏まえながらより多くの皆さまに的確に情報が伝わるように努めていきたいと考えております。

議長 ( 亀澤 進 君 ) ここでしばらく休憩をいたします。

( 午前 11 時 04 分 ~ 午前 11 時 14 分 休憩 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 会議を再開します。

他に質疑はありませんか。

3 番、岡戸章夫君。

3 番議員 ( 岡戸章夫君 ) 3 番、岡戸です。4 月から入って、いろいろな、コロナの感染のニュースが全国的に非常に流れて、町としても、特に町長からは二度にわたって、通常 of 月初めの動画配信とか同報無線でのメッセージ以外にもいただきまして、それについてはやはり町長自らの声で、いろいろな説明とか発信されたということでこれについては非常に良かったと思っております。やはり役場の対応ということはイコールやはり町長の思いがあつての対応だと思いません。特にこういう有事な時には、町民はやはり町長がどういうことを考えておられて、どういうことをやっておられるかということ、非常に興味を持っておられるので、町長が感じている以上に、町民はそういう声を求めていると思えます。そうそうあつてはいけませんけれども、こういった有事の時にはメッセージを発信していただきたいと思えます。

それで、この休業要請の協力金についてですけれども、ご存知のとおりこれは単に景気が悪くなったので売上の補填ということではなくて、行政側が意図して経済活動の制限を要請したことによることに対する協力金ということでもあります。4 月の中旬ぐらいでしたか、静岡県でも他の市町でも一斉に協力金という形を取られるのが新聞等でも発表されました。当然、他の市町との比較を我々もするところでもありますけれども、そんな中で森町では 20 万円というこ

とで金額が提示されております。もちろん財政規模とか、その市町の産業構造とかでいろいろ違いはあると思いますので、一概に比較はできないと思うのですけれども、森町としては20万円というところにした考え方を一つお聞かせ願いたいと思います。実は、休業要請が長引くようであれば第2弾で森町も出されたらどうかということをご提案しようと思ったのですが、一応6日をもって解除ということでありましたけれども、その辺の、この20万円にしたところの考え方をお聞かせください。

それともう一つ、交付金の、7,500千円出されていますけれども、それについての算出方法、算出基準というのか、それについての説明もお願いします。以上です。

議長  
産業課長

( 亀澤 進 君 ) 長野産業課長。

( 長野 了 君 ) 産業課長です。岡戸議員のご質問にお答え申し上げます。20万円ということの根拠なり理由なりということをございます。まずその考え方から申し上げたいと思います。少し繰り返しになる部分はございますけれども申し上げたいと思います。休業要請はご案内のように広域的な取り組みが望まれて、法的な整理の上でもまずは県が取り組むべきものとの基本的な考え方がある。それで実際に休業要請が法的にできるのは、県のできる規定になっておりますので、本来は県がその規定に基づいてやるべきものだという整理がまずございます。その上で町としましては、それに関して検討を進めていました。しかしながら当初は県知事が市町の取り組みに任せるといった姿勢であったことから、それを受けて浜松市が取り組むことを表明しました。それに基づいて、当然広域的に取り組む部分が重要でございますので、周辺市町とも話をしながら歩調を合わせつつ検討を進めているその最中に県が急遽休業要請に取り組むという報道が飛び込んでまいりました。そういう状況になりましたので、森町としては県の対象施設になっていない、また周辺の浜松市の休業要請となっている施設、そして緊急事態宣言の期間中であり、かつゴールデンウィークという不特定多数の方の利

用と混雑が予想されるという食事提供施設に対し休業要請ということで、周辺市町と歩調を合わせつつ町独自で休業要請を出したというところがございます。その20万円ということがございますが、今、申し上げました意味、またあくまでも協力金という意味合いからも県と同額の20万円という額としたところがございます。当然、協力していただいた施設につきましては多い金額に越したことはないと思いますが、協力金という意味合いからも適切であると考えております。また、それぞれ休業要請を出して、問い合わせ等、来ておりますけれども、20万円という額に関して産業課の方に直接問い合わせがあった件数は、私の方では確認しておりません。さらに申し上げますと県内でも、周辺市町、当然私どもも気になって比べるわけでございますけれども20万円以下の市町は11市町でございます。町のレベルでは20万円が多数となっているということもございます。また、当然コロナに関しては中長期的に取り組むことも想定しなければいけないものですから、そういった意味でも20万円と試算させていただいたところがございます。

7,500千円につきましては、県の方でそういう補正予算において交付金があります。これは県の交付金でございますので、町の予算の15,000千円に対する2分の1ということで7,500千円ということになっております。以上です。

議 長

( 亀澤 進 君 ) 3番、岡戸章夫君。

3番議員

( 岡戸章夫君 ) それからも一つ、これは国の方の特別定額給付金の件ですけれども、それにあたっては、申請する方法とマイナンバーを活用してのオンラインでの活用が出されるかと思うのですけれども、これも各市町の申請手続きの時期が、新聞等でも出されてますけど、森町も下旬頃からということで伺っております。特にマイナンバーのオンラインでの受付ですけれども、これは大体いつぐらいから対応できるのか、少しお聞かせください。

それとこのオンラインについても各市町によって、やはり早いところは今週ぐらいから対応できるところもありますし、下旬のとこ

ろもいろいろなのですけれども、森町で下旬あたりになってしまう、後半になってしまう、時間が掛かるというところの説明も併せてお願いいたします。

議 長  
総務課長

( 亀澤 進 君 ) 村松総務課長。  
( 村松成弘 君 ) 総務課長です。ただいまの岡戸議員のご質問にお答えをいたします。この特別定額給付金の支給につきましては、郵送による申請、それからオンラインによる申請ということでございます。ご質問のオンラインによる申請、森町はいつ頃かということでございますけれども、これにつきましては郵送による申請と同時期、5月22日頃を予定しております。このオンラインによる申請を行うにつきましては、まずは町の方がマイナポータルというところに接続をしないといけないということでございます。今現在、町の方としてはこのマイナポータルに接続がされておられません。全国でやはり接続されていない市町がありますので、これについては国の方で一括して申請の手続きをしているということになっております。従いましてこの国の方の申請、特にLGWAN-ASPという契約になるのですけれども、こちらの契約が国の方で一括して申請ができるように行っているということですので、その国の方からの許可待ちというようなことで、こちらの方はその状況でございます。従いまして国の方で接続の手続きが終了し、出来次第、想定では5月22日と申し上げましたけれども、なるべく早くできるような体制で、今、準備整っておりますので、できれば前倒しというような形でできればとも思っております。以上です。

議 長

( 亀澤 進 君 ) 他に質疑はありませんか。

7番、吉筋恵治君。

7番議員

( 吉筋恵治 君 ) この休業要請協力金でちょっと確認なのですが、指定管理が入っている例えばアクティのレストランとか、それからほっとり(そば屋さん)とか、ああいったところの扱いというのはどのようなになっているか教えてください。

それともう一点、この補正2号の中で聞く内容ではないのですが

全体のどこで聞いていいかちょっと分からない案件があるものから、コロナ関連として幅を持って質問していいという議長からの今朝のミーティングがあったものですから、他で聞けということであれば他で聞きますが一つ教えていただきたいことがあります。小学校、中学校、学校が休みに入っております。それで給食等も行われないうことで、給食に掛かる経費というのは、おそらく委託でお願いしているところに、急な事ですのでおそらく支払われると思うのですが、一部の市町ではその給食で買い取った会社のもの、米であるとか食材、こういったものを市町が独自で販売をしたり、介護やそういったところにも配布をするというような取り組みも見受けられると聞いております。森町ではこのようなことというのはどのように扱っているのか、ちょっとここで聞くべきことではないかもしれませんが、コロナ関連として教えていただければと思います。

議長  
産業課長

( 亀澤 進 君 ) 長野産業課長。

( 長野 了 君 ) 産業課長です。吉筋議員の休業要請に関するご質問でございます。アクティ森とほっとりに関して休業要請となるのかならないかということでございます。アクティ森のレストランにつきましては公の施設となっておりますので、そういった整理の中で指定管理料の中でやっていることでございますので、その点に関しては指定管理の中で整理していくのかと思っております。ほっとりにつきましては、あそこの場所自体もそれこそ区分所有になっておりまして、あじさいさんになっておりますので、あれはまさに公の施設でもございませんので、対象とすると食事提供施設ということで対象になります。以上です。

議長  
教育長

( 亀澤 進 君 ) 教育長、比奈地敏彦君。

( 比奈地敏彦 君 ) 教育長です。今の吉筋議員のご質問でございますけども、私的な部分も踏まえて、私、全体的な把握をしているわけでもございませんけども、新聞等でご承知のとおり、全国的に給食関係で成り立っている業者については困窮をしているという部

分の情報は十分理解しております。それでは森町はどうかと言われたときにですけども、例えばでございませうけども、名前を出させていただきますけどもパン屋さんの田中さん等については非常に今、大変だということで、なんとか協力をしてくれないかということで、協議委員会ですとか関係する部署に、いろんな種類の食パンを安く提供するのでぜひ協力をお願いしますというような動きはございます。また、野菜等についてはちょっと自分は把握しておりませうけども、業者業者さんの中ではそういう動きで独自で道を開いていらっしゃる方がいるのではないかなというところでございます。以上でございます。

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 7番、吉筋恵治君。

7番議員 ( 吉筋恵治 君 ) 私が一番主に聞いたかったのは、例えば委託をしているメフォスでしたか、ああいったところには当然その金額、はっきり期間を区切ると何千万になるのかよく分かりませうけれどもおそらく支払われると思うのですが、その例えば米だとか、もう用意してしまっていると思うのですよね、野菜であるとか麺であるとか、こういったものをどのように、お金は払うけどそれっきりだよというのか、他の市町の一部のようにそれを市が回収して安く売る、資金の一部を還元するというようなこともされていると聞いていますが、森町はどのように対応するのか分かっていたら教えてください。

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 教育長、比奈地敏彦君。

教育長 ( 比奈地敏彦 君 ) 今のご質問でございますけども、基本的なスタンスとして、例えばメフォスさんのような部分についてという部分もありますけども、給食関係については週をまたいではっきり、要するにやらない、止めるよという時期が明確になればなるほど、ロスが少なくなるわけで、今まで直面している部分でいくと、幸いなことにある程度、こちらの方からすると早め早めに今週は止める、これは迷惑が掛かるかなというわけではございませうけども、材料が入ってしまう前に、ここで切ってしまうおうという動きをしており

ますので、ある程度の対応はさせていただいております。基本的にもしそういうのが生まれれば、残というか無駄な部分が発生するという部分は十分ありますけども、今の森町の段階における実態からすると、ある程度の初期対応をしているものですから、大まかな流れの中ではうまくいっているのではないかなと思います。ただ食材をそこから森町として買い取ってとか、流していただくとかという動きはしていないところでございます。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 7番、吉筋恵治君。

7番議員 ( 吉筋恵治 君 ) ありがとうございます。確認ですが、そうしますとその学校での給食のそういった食材に関しては、森町は全く問題ない、前もってお断りするので、例えば今月のこの5月の休業の分は支払わなくなると考えてよろしいのでしょうか。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 教育長、比奈地敏彦君。

教育長 ( 比奈地敏彦 君 ) 先ほど言いましたように、基本的な動きとしては、なるべく損益が生まれないように事前に対応させていただいているというところでございます。ですので、今まで、例えば4月でも数回でもやっているし、そこでまた空いてしまった云々という流れがあるものですから、そういうところで発生した、いろいろ問題があると思いますけども、そういう部分については調整が必要になるかと思えますけども、今のところは、自分の解釈の中ではうまくいっているのではないかと思っております。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 他に質疑はありませんか。

9番、鈴木托治君。

9番議員 ( 鈴木托治 君 ) 9番、鈴木です。皆さんからの意見と多少ダブる点があるかもしれませんが、ご容赦願いたいと思います。まず、それこそ協力金として商工会を中心になって業者を選別したということですが、食べ物屋とか飲み物以外に、やっぱり広告店とか、あるいは印刷屋、先ほど吉筋さんが言った給食業者、そしてまたガソリンスタンドも、やっぱり遠出をしてはいけないとか、自宅で自粛しているようにという要請があって、なかなかそのガソリン

も売れなかったとかそういうことがいろいろありまして、それこそまさにこのコロナの病気は多岐に渡り非常に複雑に絡み合っているものですから余計解決が難しい面があろうかと思えます。そこで、それこそ被害にあった業者に、やっぱり大小というものがあるのです。一律20万円、それこそ一軒20万円といっても、大勢の従業員を抱えている業者と、あるいは一人で個人で飲み屋をやっている業者とかというのもあったりして、一律でなければ果たしていけないのか、あるいは一律とにかく与えておいてそれから精査して、多いものはもらう、また少なければもう少し追加して支給をするという選択肢があるのかどうか、その点をちょっとまずお聞きしたいと思います。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 長野産業課長。

産業課長 ( 長野 了 君 ) 産業課長です。鈴木托治議員のご質問にお答えします。休業要請に関するご質問でございます。まず業種について、商工会で選別したということではなくて、食事提供施設というのは町で決めて、できるだけ早めに、把握している限りは公平に連絡しようということで、商工会の会員さんに商工会の協力を得てやっただけでございます。その点に関してはそうです。今、ご質問があった、いろんな業種があっっている業種も大変だ、施設によっても大小ありますということでございます。繰り返しになりますけれども、休業要請については協力金という形でございます。なので、休業の補償ではございません。ですので、おっしゃるとおりいろいろ影響が大きかったり小さかったりしますので、いろんな業種によって本当に大変なこととは思いますが、あくまで休業に対するお礼というか協力金でございますので、そこは区別せずに、一律に20万円ということで整理をさせていただいております。なお、それこそいろんな業種の方がお困りになっているということでございますので、国の方では持続化給付金というものを設けて5月1日から申し込みを始めています。なかなか混み合っていてという声も聞きます。それについては、要件がございますけれども100万円、2

00万円といったことがございますので、要はいろんなコロナの影響で大変な方々がいらっしゃると思いますので、そちらについては、そういった国の支援制度もはっきりしてきて、もうスタートもしておりますので、そちらで対応していただくと考えております。以上です。

議長

( 亀澤 進 君 ) 9番、鈴木托治君。

9番議員

( 鈴木托治 君 ) 今回、町では75軒、20万円75軒分というような査定をしているわけですけど、これがもっと大きく75軒以上、100軒くらいになった場合でも、やっぱり追加で支給をするというような考えがあるのかということと、やっぱり私、今、結果論で言っても誠に申し訳ないですけど、コロナという病気を正しく恐れて、積極的にうまく生活の中で入れながら安全に暮らすという意味では、今回の森町の休業に関してはそれほどの必要性があったかなと考えております。国からの要請もあったりして、それこそ町としてもなかなか動きづらいところがあったかもしれません。あまり袋井・磐田・森ではコロナの感染者が来ないということですので、そこらはやっぱり臨機応変に対応するべきではなかったかという気もしますが、その点いかがでしょうか。

議長

( 亀澤 進 君 ) 長野産業課長。

産業課長

( 長野 了 君 ) 産業課長です。鈴木托治議員の再質問にお答えいたします。例えば100軒とかなった場合に追加するのかということがございます。想定として75としておりますけども、実際に保健所から、免許というか、あった軒数はもっと少ないです。ですので、こちらが把握していないところ、要は、免許を取っていない、やっているところはどうかというところなのですが、そんなこともないと思いますけど、ですので、想定とすると75を超えることはないとは思っておりますが、もし、それを越えてたくさんの方があれば、それは当然お支払いすべきものかと思っております。今、鈴木托治議員からございましたように、今回の件については、それこそ電話等でも様々な立場からいろんな方面の、良いとか悪いとか、ご意見

がございます。なので、難しい判断だったかとは思いますが、総数で3、40件来ています。その中でどんなことかと申し上げますと、まずは対象となるのかならないのかということの問い合わせが多かったです。それは県の方も合わせてですけども、町の方に対してはあまりなかったですけど県の方に対するいろんなことがありました。あとは、それこそいろんな意見がございまして、もっと厳しくできないのかとか、あとは個別の施設に対して、何であそこは対象ではないのだとか、逆に言うと、早く休業要請を解いて欲しいとか、またはいろんな業種の方が働いていらっしやって、私は怖いから休んで欲しいけど休んでくれない、そこに出せないのかと、本当に様々な角度からのご意見がございました。そういったことを踏まえますと、鈴木拓治議員のおっしゃるとおり、いろんな面の捉え方がございますので、難しい判断だったとは思いますが、例えば森町がその食事提供施設に対して休業要請しなかった場合となると、当然、逆に森町にたくさん来てしまうではないとか、いろんなご意見がございます。そこに関しては先ほどから繰り返し申し上げておりますけども、やはり人は市町をまたいで移動しますので、そういった面で、ある広域的な範囲の取り組みというのは、ある程度歩調を合わせることはこの取り組みに関しては大切ではないかというところで、今回こういったことで取り組みをさせていただいたというところがございます。以上でございます。

議長

( 亀澤 進 君 ) 他に質疑はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員

( 西田 彰 君 ) 特別定額給付金の事務的なこととございますが、6,500世帯以上が森町にはおられる、そういった中で、支給受付が27日だか28日という回覧が回りました。それぞれの家庭の中では、母子家庭で仕事がアルバイトだけだったけれどもなくなってしまったとかいう家庭もございますし、小さな商売をやっているのだけど、その商売も売り上げが落ちた、ところが店はやっている、けどちょっと厳しい、そういった中でこの定額給付金を早くいた

だけないかという声もございます。そういった中で受付は27日28日頃となると、そこからそれぞれの家庭に給付されるということだと思いますが、準備が出来次第どんどん送付して、オンラインも22日ということですが、郵送して返してもらって、もうどんどん支給していくという体制は取られないのかどうか、これをお願いします。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 村松総務課長。

総務課長 ( 村松成弘 君 ) 総務課長です。ただいまの西田議員のご質問にお答えをいたします。特別定額給付金につきましては、ただいま作業をしているところでございまして、今の予定では5月20日頃に郵送いたします、5月22日から受付、第1回目の支給を5月29日というようところで作業をしているところでございます。この5月20日ですが、一応目安ということですが、こちらの方もなるべく20日前に郵送できるような形で作業を進めてまいりたいと考えております。できれば前倒しでというようところも考えておりますので、その辺りは広報・回覧等を通じて各町内の方にお知らせをして、スムーズに手続きができるような形でやっていきたいと思っております。以上です。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 10番、西田彰君。

10番議員 ( 西田 彰 君 ) これに関しては、庁舎各課一体で早急な支給というものが求められてくると思いますので、その辺の補助する人も、その対応する人を増やしていくとは思いますが、各課でも応援できる人は応援して、対応していくということを考えてもらいたいと思いますがいかがでしょうか。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 村松総務課長。

総務課長 ( 村松成弘 君 ) 総務課長です。現在、この準備にかかりましては臨時の職員を4名雇用するということで予定をしております。また特に、一番最初の封入作業、これが先ほど西田議員がおっしゃられたとおり全部で6,600近くありますので、そういったところ、封入作業が一番手間が掛かるのかと思っておりますので、その

辺りは各課に応援依頼等して、短時間で封入、発送というようなことのできるよう依頼をしてきたいと考えております。以上です。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第45号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

( 起立全員 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 起立全員です。

したがって、議案第45号は、原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第46号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職員朗読 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 ( 太田康雄君 ) ただいま上程されました議案第46号「専決処分の報告承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。

令和2年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の専決処分でございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る、傷病手当金の計上に急を要したため、令和2年4月24日に専決処分を行ったものであります。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,300千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,111,689千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、2款6項1目、傷病手当金3,300千円は、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者に傷病手当金を支給するものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

5・6ページ、4款1項1目、保険給付費等交付金3,300千円は、支給した傷病手当金に対する特別調整交付金でございます。

以上が、専決処分にかかる令和2年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容であります。

よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長 （ 亀澤 進 君 ） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（ 発言する者なし ）

議 長 （ 亀澤 進 君 ） 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（ 発言する者なし ）

議 長 （ 亀澤 進 君 ） 「討論なし」と認めます。

これから議案第46号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（ 起立全員 ）

議 長 （ 亀澤 進 君 ） 起立全員です。

したがって、議案第46号は、原案のとおり承認されました。

日程第8、議案第47号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職員朗読 ）

議 長 （ 亀澤 進 君 ） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 （ 太田康雄 君 ） ただいま上程されました議案第47号「専決

処分の報告承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。

令和2年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分でございますが、介護保険事業におけるマイナンバー制度上の情報連携のための特定個人情報の追加・変更に伴い、必要となる介護保険システムの改修を、国の補助金を活用し早期に着手するもので、システム改修に係る経費の計上に急を要したため、令和2年4月24日に専決処分を行ったものであります。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,683千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,281,929千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、1款1項1目、一般管理費1,683千円につきましては、本年6月のマイナンバー制度における特定個人情報データ標準レイアウトの改訂に対応するための、介護保険システム改修委託料でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、3款2項6目、システム改修事業費補助金1,122千円につきましては、介護保険システム改修に係る国庫補助金でございます。

7款1項4目、事務費負担金等繰入金561千円につきましては、介護保険システム改修に係る一般会計負担分でございます。

以上が、専決処分にかかる令和2年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）の内容であります。

よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（ 亀澤 進 君 ）これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番、西田彰君。

10番議員（ 西田 彰 君 ）介護保険システムの改修ということですが、

簡単に、こういうことが6月から変わるから、こう変えるという説明がされればありがたいと思います。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 ( 平田章浩 君 ) 保健福祉課長です。西田議員の質問にお答えをさせていただきます。特定個人情報の追加変更があるということでございまして、介護保険システムで高額介護合算療養費、高額医療合算介護サービス費の支給に関する情報の連携ができるようになるというようなもののシステムの改修でございます。以上です。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第47号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

( 起立全員 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 起立全員です。

したがって、議案第47号は、原案のとおり承認されました。

日程第9、議案第48号「令和2年度森町一般会計補正予算(第3号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職員朗読 )

議長 ( 亀澤 進 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 ( 太田康雄 君 ) ただいま上程されました議案第48号「令和2年度森町一般会計補正予算(第3号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,854,700千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳

出それぞれ9,773,702千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、2款1項12目、特別定額給付金事業費1,811,400千円につきましては、国の令和2年度補正予算（第1号）で措置されました、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一つであります、給付対象者1人につき10万円を給付する特別定額給付金でございまして、基準日である4月27日において住民基本台帳に記録されている町民に対する給付金でございます。

3款2項4目、子育て世帯への臨時特別給付金事業費26,300千円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金を支給することにより、子育て世帯に対する適切な配慮を行うため、国の補正予算（第1号）にて措置されました、対象児童一人につき1万円を支給するものでございまして、給付事務費3,300千円と、臨時特別給付金給付事業費23,000千円でございます。

9・10ページ、7款1項1目、商工総務費18,200千円につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び拡大防止対策による経済活動の縮小により、町内中小企業の売上げの減少や資金繰りの悪化等の影響が懸念される中、中小企業の資金調達を図るため、県が令和2年度補正予算で対応する経済変動対策貸付に対する利子補給率の拡大に対して、更に支援するため、町からの利子補給を上乗せし、3年間は無利子で中小企業が資金調達することができるようにするための利子補給金でございます。

新型コロナウイルス感染症対策経費を明確にするため、補正予算（第1号）にてお認めをいただきました、商工振興費の融資制度利子補給金1,200千円に加え、融資希望の増加等に対応するための17,000千円を追加し、新型コロナウイルス対策融資制度利子補給金を計上するものでございます。

2目、商工振興費1,200千円の減額につきましては、商工総務費

に新型コロナウイルス感染症対策経費として計上することを受け、補正予算（第1号）にてお認めいただきました、融資制度利子補給金を減額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、15款2項1目、総務費国庫補助金1,811,400千円につきましては、特別定額給付金に係る国庫補助金でございます。

2目、民生費国庫補助金26,300千円につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金事業に係る国庫補助金でございます。

20款1項1目、繰越金17,000千円につきましては、新型コロナウイルス対策融資制度利子補給金について、繰越金で対応するものでございますが、今後、国の補正予算（第1号）にて措置されております、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の内容を見て対応してまいりたいと考えております。

以上が、令和2年度森町一般会計補正予算（第3号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 （ 亀澤 進 君 ） ここでしばらく休憩をいたします。

（ 午後 0時03分 ～ 午後 1時00分 休憩 ）

議長 （ 亀澤 進 君 ） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番、岡戸章夫君。

3番議員 （ 岡戸章夫君 ） 3番、岡戸です。先ほど、補正の2号のところで総務課さんからご説明があったことと、今回この保健福祉課さんのところでもちょっと関わることで質問させていただきます。会計年度任用職員ということで、今回のいろんな給付にあたって必要な人員を任用職員さんをお願いして、いろいろ事務処理を行うということです。確かに、これについては国庫補助金ということで財源的には、直接的には町が大きな支出をしてやらなくてもいいところがあるかと思えますけれども、一方で、考え方として今回町の企画しているいろんな事業、当初の計画の中でも中止をしている、中止をしてきた事業がいろいろあるかと思えます。そうしますと、

当然、本来それをやろうとしていた人員が浮いてくると思うのです。そうした時に町全体で考えて、各その職員の方がそういったところの事務をカバーする、場合によってはどここの課で思い切って1名どここの課に移動して、一時的にでも職務をカバーするという考え方はできないのか、少しお聞かせください。

議 長  
総務課長

( 亀澤 進 君 ) 村松総務課長。  
( 村松成弘 君 ) 総務課長です。ただいまの岡戸議員のご質問にお答えをいたします。当初予算等で任用している会計年度任用職員につきましては、それぞれの各課において必要とする人材というようところで雇用をしているわけでございますけれども、今回それぞれの特別定額給付金、それから子育て世帯への臨時特別給付金等につきましては、この事業に特化した会計年度任用職員というようところでの雇用ということで、いずれも短期間での雇用ということでございますので、それぞれの課で会計年度任用職員を雇用しております、それぞれの業務をしているところでございますので、中にはやりくり等で雇用できるところもあろうかとは思いますが、これが収束をいたしましていつ通常の業務に戻るか分からないというようところもございますので、そのところについては、それぞれ事業別に会計年度任用職員の方を雇用していくということでご理解いただきたいと思います。以上です。

議 長  
3 番議員

( 亀澤 進 君 ) 3 番、岡戸章夫君。  
( 岡戸章夫 君 ) 職務の中では、仕事量が多い時はどうしてもみんなそれをこなすように頑張っていて、なんとか、例えば定時時間内に頑張っている職務をこなそうとか、必然的に仕事の効率は上がってくると思います。今、申し上げたのも全体的に仕事が少しずつ薄まってくると、なんとなくそれをその日とかその月の中にこなせば、それでそんなに目に見えて、決して仕事をサボっているというわけではなくて、そういったところが多々出てくるのではないかと、今、質問をさせていただいております。それでこの2号とか3号のところの補正予算の中身と若干はちょっとそれるのかも

しれませんけど、そういったこのコロナの影響で、先ほども申し上げましたように事業がなくなった部署もあろうかと思えます。そこら辺の、各職場で無くなった事業の薄まったところはどのように業務をあてがっているのか、少しそれをお聞かせ願いたい、もしそれがちょっとこの内容と違うということであればよろしいですけども、庁舎内での仕事の回し方、そこら辺少しお聞かせください。

議 長

( 亀澤 進 君 ) 村松総務課長。

総務課長

( 村松成弘 君 ) 総務課長です。ただいまの岡戸議員のご質問にお答えをいたします。柔軟な運用というようなことでございませうけども、今、保健福祉課で町民向けに次亜塩素酸の配布をしております。今、半日交代で午前午後と分かれておりまして、半日交代で片方はシルバー人材センターに、片方は今、体育館のトレーニング室で、今、休館になっておりますので、その会計年度任用職員の方に、またはこちらの方の運転手の方にご協力をいただいて、町民の方への次亜塩素酸の配布というようなところで、それぞれの業務・業態に応じて、そういった課の中で協力できるのであれば協力するというような体制は、現在取っているところはあります。以上です。

議 長

( 亀澤 進 君 ) 他に質疑はありませんか。

8 番、中根幸男君。

8 番議員

( 中根幸男 君 ) ただいまの岡戸議員の質問に関連しますが、今回の新型コロナウイルス感染症に関連して、全体的に町の予算の執行に影響があるのかどうか、特に公共工事の発注について影響があるのかどうか、その点について一点伺いたいと思います。

それから9・10ページ、7款1項1目、商工総務費の、今回、新型コロナウイルス対策融資制度利子補給金ということで18,200千円計上をしていただきました。ちょっと私の記憶ですと、当初、利子補給2分の1と伺ったように記憶してるのですが、それが全額ということになったのかどうか、その辺確認をしたいと思います。

それから合わせて、18,200千円ということになりますと、その借

入枠といいますか融資枠がどの程度の額になるのか、その辺を少しお聞きしたいと思います。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 村松副町長。

副町長 ( 村松 弘 君 ) 副町長です。公共工事の発注の関係について、私の方からお答えをさせていただきます。現在のところ、聞いておりますところでは、住宅関係の資材等がなかなか入りにくいというようなことは聞いておりますけども、土木工事等については、特に今のところ資材が入ってこないというようなところは聞いておりません。今のところは計画どおりに入札等、実施をしているところでございますが、今後につきましては、少し、資材の、業界の方等の情報を集めながら進めたいと思っております。以上です。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 長野産業課長。

産業課長 ( 長野 了 君 ) 産業課長です。中根幸男議員の利子補給に関するご質問にお答えします。まず、今ご発言がありましたように、それこそ3月議会で最終日に追加提案ということで、当初予算の第1号補正予算の中で可決いただきましたのは、県が利子助成をする、それに加えて町が約0.67、ちょっと利率が違うところがあり、0.67の助成をするということをご可決いただきました。それで、そういった形で進んでいたわけでございますけども、ご案内のように新型コロナの関係でいろいろ企業さんの方も厳しいというお声があり、それを受けた商工会さんからさらなる充実をということで4月15日に要望をいただきました。そういったことも踏まえまして、借りる方が、利子がゼロになるようにということで、町といたしまして、1.3から1.4パーセントの利子補給をするということになりました。そういった形で進めております。ですので、今回18,200千円の補正予算、それは第1号補正の1,200千円を合わせた18,200千円とご理解いただきたいと思います。それを1.3パーセントで割戻しますと約14億円になりますので、融資枠とすると約14億というふうにご理解いただければよろしいかと思っております。以上です。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 8番、中根幸男君。

8 番議員 ( 中根 幸男 君 ) 確認ですけども、利子補給1.3から1.4パーセントということになりますと、概ねそれ以内で借り入れを起こせるというような解釈でよろしいでしょうか。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 長野産業課長。

産業課長 ( 長野 了 君 ) 結局、制度の趣旨とすると借りる人の利子がゼロになるようにしますので、四つほど融資のパターンというか制度がありまして、それが、1.3と1.4がございます。そこはその制度によって借りる方がゼロになるように、それぞれにおいて町が利子補給をするという形になります。最終的には、利子の支払いについては3年間は町の利子補給と県の利子補給を合わせて、借りる方の利子の支払いがゼロになるという形になります。それで支払先としては金融機関になりますので、そういった形でご理解いただければと思います。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 他に質疑はありませんか。

5 番、中根信一郎君。

5 番議員 ( 中根信一郎 君 ) 歳出の8ページ、2款1項12目、総務費の0002についてですけど、一人10万円ということで、世帯主に10万円をまとめて給付するという形になるのかどうか。

それと同じく8ページの保健福祉課さんの0002の子育て世帯への臨時特別給付金、一人1万円とお伺いをしたかと思えます。これについての内容と言いますか、どういう給付金なのか教えていただきたいのと、それと次の10ページの、産業課さんのコロナウイルスに関しての融資の利子補給ということで商工振興費として1,200千円、これを含めた形で、今度、新型コロナウイルス対策の融資というものに変わったということのを思っていればいいのか、商工振興費の方の利子補給というと、コロナだけではなくて経営状態を助けるために融資を受けるという内容もあるかと思えますが、今度はそれもコロナと同じ扱いでいくということなのか、それだけ教えていただきたいです。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 村松総務課長。

総務課長 ( 村松成弘君 ) 総務課長です。ただいまの中根信一郎議員のご質問にお答えをいたします。8ページの特別定額給付金の事業費でございますけども、給付対象者については令和2年4月27日の基準日において住民基本台帳に記録されている者で、受給権者はその者の属する世帯の世帯主ということで、世帯主の方が家族全員分、まとめて世帯主の口座の方に支給するという形になります。以上です。

議長 ( 亀澤進君 ) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 ( 平田章浩君 ) 保健福祉課長です。中根信一郎議員の二つ目の質問にお答えをさせていただきます。子育て世帯への臨時特別給付金の事業内容ですけども、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への生活を支援する取り組みの一つでございます。児童手当を受給する世帯に対して給付をするものでございます。児童手当につきましては、所得の多い方も特例給付ということで児童手当をいただいておりますけども、補足給付ということで、所得が多くて特例給付をいただいている方には、今回その1万円の特別給付はないということでございます。今年の3月31日時点で森町に住んでいる方が対象になります。以上です。

議長 ( 亀澤進君 ) 長野産業課長。

産業課長 ( 長野了君 ) 産業課長です。中根信一郎議員のご質問にお答えします。今回それこそ商工総務費のところに細目ということで新型コロナウイルス感染症対策経費、補助金・交付金として新型コロナウイルス対策融資制度利子補給金ということで補正をさせていただいております。これについては先ほども少し申し上げましたけれども、第1号補正、3月議会の中での第1号補正で、その下段にあります商工振興費の中の融資制度利子補給金、これは当初予算では56千円、ご発言だと56千円あったものに、新型コロナ対策での利子補給をするということで1,200千円の補正を追加させていただいて、現状、この補正案を出す前では、融資制度利子補給金は1,256千円が計上された形になっていた。今回の補正で、そのうちの1,

200千円については新型コロナウイルス対策ですので、商工総務費、0003新型コロナウイルス感染症対策経費という細目については、先ほどお認めいただいた第2号予算書の中で総務費の中に細目を立てております。要は分かりやすいように、その新型コロナウイルス感染症対策経費というところに新型コロナ対策については持っていこうということで、そこにまとめて、今回は予算書上は18,200千円の予算を立てるのですが、要は振興費の方から総務費の方に持っていって。過不足分については、18,200千円引く1,200千円しますと17,000千円、純粹には補正をしたという形になります。お尋ねの融資制度利子補給金については56千円のまま振興費のところに残っているとご理解いただければと思います。以上です。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 他に質疑はありませんか。

12番、山本俊康君。

12番議員 ( 山本俊康 君 ) 10ページの、今、それぞれ話があった利子補給金は、全体で借入額が14億程度になるということでお聞きをしたのですが、この上限はいくらになるのか、もし分かったらお教えいただきたいと思います。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 長野産業課長。

産業課長 ( 長野 了 君 ) 産業課長です。融資の上限額といたしましては8,000万円でございます。以上です。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 他に質疑はありませんか。

6番、岡野豊君。

6番議員 ( 岡野 豊 君 ) それでは一点だけ、8ページの子育て世帯への臨時特別給付金の給付の手続き、それから支給の時期、これをどのように進めていくのかということでご説明をお願いしたいと思います。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 ( 平田章浩 君 ) 保健福祉課長です。岡野議員の質問にお答えをさせていただきます。こちらの給付金につきましては、公務員と公務員でない方と手続きが違っておりまして、公務員でない方に

つきましては、本日お認めいただければ5月18日前後に案内を送付させていただきます。特に何も申請していただかない方に、給付金一人1万円を給付させていただいて、申請によって私はいらないよという申請がありましたら、その人には給付をしないという手続きでございます。一般的には申請を出さない方がほとんどかと思えますけれども、そういった方につきましては、6月19日に給付をさせていただくように計画をしております。

それから公務員の方、児童手当につきましては、公務員は勤務しているところから児童手当を支給していただいておりますので、普段、町の方から支給をするということがないものですから、公務員についてはその職場で証明書を発行していただきまして、それに基づいて保健福祉課の方に申請をしていただきまして、その申請に基づいて交付金を支給するという流れになります。一番最初の公務員に対する支給日については、1回目を6月30日に予定をしております、それ以後、随時申請があったものについて給付を支給していくという計画をしております。以上です。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 6番、岡野豊君。

6番議員 ( 岡野 豊 君 ) もう一点だけ、委託料のところですが、システム改修の委託料で1,650千円付いています。先ほどの補正2号の特別定額給付金のところも電算システム改修委託料5,500千円付いています。対象者が違うわけですが、こういったところをうまく連携、総務課と保健福祉で予算上は分かれていますけれども、同じ住民基本台帳を基にするのではないかと思うのですが、そういったことは統一できないものか、そこら辺分けざるを得ないということだと思うのですが、そういった検討をされたか、お答えをお願いしたいと思います。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 村松総務課長。

総務課長 ( 村松成弘 君 ) 総務課長です。ただいまの岡野議員のご質問にお答えをいたします。システム改修委託料の関係でございますけれども、それぞれ抽出する時期と内容が異なっております。特別定

額給付金につきましては4月27日時点において森町の住民基本台帳に記録されている者ということで、その時点でのリストアップをさせていただいて、単なるリストアップだけではなくて実際に支給申請がなされたかどうか、また実際にそちらの方に支給したかどうかというような一連の手続きの流れの中でのシステム改修という形になっております。ただ単に対象者のリストアップだけをしているわけではございませんので、そういったところでこちらの方の特別定額給付金についてはこれだけのシステム改修が掛かるということになっております。同じく子育て世帯も同様だと思いますけども、やっぱり対象者等の抽出、先ほど申し上げましたように時点が違うということで、また対象者も違うということで、それぞれの改修費が必要になるということでございます。以上です。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 他に質疑はありませんか。

4番、加藤久幸君。

4番議員 ( 加藤久幸君 ) 7・8ページ、2款1項12目、先ほど来から質問が出ている特別定額給付金の関連になりますけども、一人10万円ということで、そんな中で町独自としてこれにプラスして何か給付するとか、そういうことは考えていらっしゃるかどうかちょっとお教えをいただきたいと思います。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 町長、太田康雄君。

町長 ( 太田康雄君 ) 今回の特別定額給付金事業に町独自の上乗せをする考えはあるかないかということでございますが、今回の一人10万円の事業については、国からも迅速にかつ的確に、1日も早く給付されるようにということが求められておりますので、まずは、この事業はこの事業として迅速に、的確に行ってまいりたいと思います。さらに、町として独自の上乗せは、今、この時点で予算計上していないということはやらないということです。今後必要とあれば、それはどういう形でどういう方を対象に給付をするかということについては検討していきたいと思っています。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 4番、加藤久幸君。

4 番議員

( 加藤久幸君 ) 新型コロナウイルス感染症の関係で10万円を待ち望んでる方もいらっしゃる、そうでない方もいらっしゃるかと思います。そしてまた、先ほど来からも話が出ているように商売をやられてる方とかは大変な状況にあられるというようなことも考えられます。そして石川県志賀町では、人口19,800、森町とほぼ変わらない町ですが、町長の給与を20パーセントカット、それから町職員の給与も10パーセントカット、来年の3月までというようなことも耳にいたしました。そういった姿勢が、この新型コロナに対する行政としての強い意識、それから取り組みというのを感じ取れるわけですが、現時点ではやらないということですがこれに対して町長のご所見をお伺いしたいと思います。石川県志賀町でやられるということに対してのお考え、他の町だからということもありますがどう評価されるかということです。

議 長  
町 長

( 亀澤進君 ) 町長、太田康雄君。

( 太田康雄君 ) 石川県のある町の例を、お話しをされました。近いところでは浜松市でも、市長が給与及び賞与の減額ということも提案をされて可決されたかと思います。そのようなそれぞれの市町でお考えもあり、取り組んでいらっしゃると思います。それについて評価はどうかということでもありますけども、それはあえてどうこう評価するものでもないと思いますので、私としては特に良いとも悪いとも、そういう取り組みもされているのだなということは思いますけれども、では、森町においてそれが必要なことなのかどうかということについては単純に判断できるものではないと思っています。そうすることが町民の皆さん、市民の皆さんに、町はよくやっている、市はよくやっているという評価をされる方もあるでしょうし、そうでない評価の方もあろうかと思います。町民の方に評価をしていただくためにやるのか、何のためにやるのかということも考えなければいけないと思っております。現在の時点において、私の報酬等を削減して、このコロナウイルスの予算に充てていくという考えは現在のところは持っておりません。

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 他に質疑はありませんか。

9 番、鈴木托治君。

9 番議員 ( 鈴木托治 君 ) 9 番、鈴木です。この特別定額給付金は、相当の数があるので何日間ぐらい、1 回目の支払いから何日間ぐらい掛かるか、あるいは1日でできてしまうのかどうか知りませんが、掛かるかどうかということをお聞きしたい。それとその間に、この3日間の、もしくは3日間の期間があるならその間に亡くなる人もいるかと思うのです。だから何日までの生存者に対してやるのかというのはちょっと説明があったか知りませんが、そこら辺をご説明願いたいです。

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 村松総務課長。

総務課長 ( 村松成弘 君 ) 総務課長です。ただいまの鈴木托治議員のご質問にお答えをいたします。この特別定額給付金につきましては、令和2年4月27日が基準日となっておりますので、基準日以降に亡くなられた方につきましても対象となります。この受付期間でございますけれども、郵送の受付を開始した日から3か月間と、この申請につきましては郵送とオンライン申請、この二つの方法があるわけなのですけれども、その受付期間につきましては、郵送の受付の開始日から3か月間ということで国の方で決まっておりますので、森町としては、今、5月22日から8月22日までの3か月間を想定しております。以上です。

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 9 番、鈴木托治君。

9 番議員 ( 鈴木托治 君 ) 町長、先ほど加藤議員の方から、コロナの件で町長並びに職員の方とかが少しはなんとかすべきではないかという意見も出たようであります。私はそれこそ町の三役だけではなくて議員そのものもそれなりに、やっぱりこれに対しては若干の減額といういろいろな面の給料面にしてもなんにしてもやっぱり自分の収入を抑えるべきだというのは私の考えてあります。というのも、それこそ医療の中で、それこそ命がけで戦っている医療従事者がたくさんおります。その中だって何人も死んでおります。またそ

ういうわけで、我々議員が、税金を食っている議員が、おらそんなこと知らんなんてそんな無責任なこと言えないと思うのです。だから我々は少なくとも、町の職員そのものとは言わないまでも、三役と議員くらいはなんらかの形で、コロナに対して金銭的な協力は、私はすべきだと考えております。それで先日の新聞にも、袋井市では市会議員が政務調査費を、1万5千円か1万円かちょっと忘れましたが、それを全部そういうように寄附に回すというようなことを言うておりましたので、我々も、議員たる者は税金を食っているわけですから、そのためにやっぱりそれだけのことは、議員の中でまた当然話をするべきだと思いますが、私はそのように、苦しんでいる人、あるいは医療関係者、またその研究をしている人のためにも、今後また起こるかもしれないことのためにも、やっぱりそれなりの減額、そういう補助というのは、我々はしていくのが自然ではないかと考えておりますけど、どうでしょうか。

議 長  
町 長

( 亀澤 進 君 ) 町長、太田康雄君。

( 太田康雄 君 ) まず、先ほど加藤議員がおっしゃられたご質問は、他の市町での取り組みをあげられて、それについて考えはどうかということをお伺いしたのであって、森町も何とかすべきではないかということをおっしゃったのではないと、そのように受け止めております。

それから町の三役あるいは職員も身を切るべきではないかというお話でございますけれども、まず私自身のことは私が決めればいいのですが、職員については、やはりそれぞれこの報酬を持って生活をしております。これは生活給でありますので、それを安易に削減すると、すでに十分支給しているならば別ですけれども、そうではない状況の中であえて生活給を削るというようなことを町長としては考えておりません。

また、議員の皆さま方におかれましても、それは議員の皆さま方で協議されてお決めになるべきことかと思っております。寄附というお話がございましたが、私も議員の皆さま方も選挙によって選ば

れている身でございますので、公職選挙法という法の中で活動しておるわけで、その中で寄附ということができるとかどうかということもでございます。その辺は慎重に、議員の皆さま方も協議をされるならば慎重に協議をしていただきたいと思いますし、私自信につきましては、先ほども申し上げましたが、現在のところ私の報酬を削減して、それを確かに、日本全国で医療従事者またコロナのリスクに直面して頑張っていてくださる方々は大勢いらっしゃいますけれども、そのような皆さまの支援にどのように充てていくかということも、ただ単に報酬を削減する、議員報酬を削減する、あるいは政務活動費を削減するといったこととは直接結びつかないと思います。どういった目的で何のためにやるかということが、まず第一義的に考えなければいけないことだと思いますので、現在、私自身につきましては、先ほど申し上げましたように、報酬を削減することは考えておりませんし、議員の皆さま方におかれましては、議員の皆さま方で協議をしていただければと思います。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 他に質疑はありませんか。

7 番、吉筋恵治君。

7 番議員 ( 吉筋恵治 君 ) この数年来、森町でも日本全国でもそうなのですが、外国人の就労者、人手が足りなくて随分増やしてきてみると、それから今後はまだそういった方が増えていくだろうという予測の中でこのウイルスの問題が起きました。報道によれば、仕事が激減して最初に解雇される外国人労働者もかなりいる、しかも帰りたくても飛行機が出入国規制をしているので出るに出られない、またそういった関係で困っている外国人就労者がたくさんいると聞いています。森町でも、私の承知しているところでおそらく400人を超す外国人の方がいらっしゃると思うわけですが、そういった、大変、この町において辛い目に遭っているというような外国人がいるのかいないのか、ちょっと私にも判断しかねるわけですが、この一人10万円は確か外国人は入っていないであろうと私は思っておりますけれども、その確認と、そういう森町にいる外国人就労者

についての何か考え方というのがあればお伺いをしたいと思いません。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 村松総務課長。

総務課長 ( 村松成弘 君 ) 総務課長です。ただいまの吉筋議員のご質問にお答えをいたします。この特別定額給付金につきましては、外国人でございますけれども、住民基本台帳に記録されている外国人につきましては給付の対象となります。ただ、外国人の内の短期の滞在者及び不法滞在者については、住民基本台帳に記録されていないため対象とならないということでございます。基本的には住民基本台帳に記録されている方につきましては、外国人の方でも対象となるということでございます。以上です。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 ( 平田章浩 君 ) 保健福祉課長です。吉筋議員の質問にお答えさせていただきます。社会福祉協議会におきまして、生活福祉資金、緊急小口資金、総合支援資金の特例給付貸付を行っております。5月1日現在で9人の方からお申し込みがあり、5名の方に貸付の決定をしているということでございまして、申し込み9人の内、外国籍の方が2名、申し込みをしているという実績がありますのでご報告させていただきます。以上です。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 他に質疑はありませんか。

3番、岡戸章夫君。

3番議員 ( 岡戸章夫 君 ) あと一度質問のチャンスがありますので、一つだけ質問させていただきます。システム改修費委託料ということで補正の第2号、そしてこちらの方にも出されております。今までも主に国の、例えばプレミアム商品券ですとかいろんな事業がありますとそれに伴ってシステム改修費というのが紐付きと言いますか必要となってあるわけですがけれども、大概是スポット的な事業で、事業が終わればもうそのシステムは必要ないという解釈をしておりますけれども、それでよろしいのか。要はそのソフト、システムが、その事業が終わったらそれを抹消してしまうのか、どこかにバック

アップ的に残されているのか、ちょっとそこら辺の実際の実務面を  
教えていただきたいのが一つと、あと今もお話ししましたように、  
何か新しい事業が起きる度にシステムを改修して、そこに大概100  
万とか単位でのシステム改修費が発生します。確かに国の補助金等  
もあろうかと思えますけれども、国単位で見れば必要だから改修し  
なければいけないわけですが、ある意味無駄といえども無駄で、  
そういう中でマイナンバーという一つの制度があって、こういった  
ものをこれから活用して、いろんな事業が起きる時にこのマイナン  
バーを有効に活用すればそういったシステム改修の費用がなくな  
る、もしくは軽減される、そういうものであるのかということも  
お聞かせ願いたいと思います。マイナンバーについては反対する方  
も非常に多いのですけれども、今回のような時には逆にこれがもっ  
と普及していればもっと迅速に支給されるのではという意見もござ  
いますので、そこら辺をお伺いします。

議 長  
総務課長

( 亀澤 進 君 ) 村松総務課長。

( 村松成弘 君 ) 総務課長です。ただいまの岡戸議員のご質  
問にお答えをいたします。システム改修費でございますけれども、今  
回の特別給付金に関して言えば、まずは4月27日時点での対象者を  
抽出させていただきます。それから今回の申請につきましては、あ  
らかじめ申請書に該当者、世帯の内のどなたが対象になるかとい  
うことで、該当者を印字して、各世帯の方にお送りをするとい  
うことでございますので、申請主義とはいいながらもこちらの方で、世  
帯主の印鑑であるとか身分証明、後は振込口座のコピーとかとい  
うところで本当に簡素な手続きで済むような形でシステム改修を  
行っております。併せて二重の支給にならないような形で、申請の  
状況、振込の状況等、消し込みをして事務にミスがないような形  
でのシステムの改修を図っているところでございます。従いまして、  
今回のシステム改修については、この特別定額給付金の内容が、シ  
ステム改修の内容がそういった申請書の印字等にも絡んでおります  
ので、それが他の業務に使えるかどうかということを考えますと、

それは使えないだろうというようなところでございます。今回について言えば今回限りのシステム改修になるのかと思っております。

それからマイナンバーの関係は、今回の特別定額給付金につきましてはオンライン申請ということで、マイナンバーカードを取得している方ができるということでございます。それもマイナンバーカードを取得している世帯主の方というところで、現在、マイナンバーカードの取得率は10パーセント程度というようなところもございますので、なかなかこのマイナンバーカードを用いたオンライン申請というのが、手続き的にちょっと高齢の方についてはなかなか難しいのかとも思っております。その辺りは、より確実により早くということになりますと郵送で出していただいた方が無難かと思っております。それこそ、このマイナンバーカードを使つての申請も、やはりもう少し取得率が上がってこないとなかなか難しいのではないかと思っております。以上です。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 富田住民生活課長。

住民生活課長 ( 富田正治 君 ) 住民生活課長です。ただいまのご質問の中で、マイナンバーの利用ということでご質問がありましたので、そちらについてちょっと説明させていただきます。マイナンバー自体につきましては、使用用途というのが決まっております、それを利用しようとする、PIAとか事前の手続きがかなり煩雑であります。ですので、今回のように急ぎでやりたい場合に時間的に間に合わないだろうというところで、マイナンバー自体は使わない。それで、申請においてはマイナンバーカードを利用して、カードをお持ちの方は郵送によることなく申請ができるという形で制度設計されているところです。以上です。

議長 ( 亀澤 進 君 ) 3番、岡戸章夫君。

3番議員 ( 岡戸章夫 君 ) 一つ答弁漏れがあるのですが、そのシステムを使い終わったら、そのシステムは破棄してしまうのですか。それかどこかに保存しておいて、また似たような事例があればそのシステムをまた復活して使うのか、そこら辺の運用について。

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 富田住民生活課長。

住民生活 ( 富田正治 君 ) 住民生活課長です。以前の自分の業務の方  
課 長 で説明させていただきます。システム自体は基幹系の業務のサーバ  
ーの中に、ある程度まで残してあります。それを再利用するという  
ことは、その時点のデータの作り方で、そのデータを作った中で整  
合性があるかどうかという検証が必要になりますので、S E作業が  
発生する。そこを含めてのシステム改修になりますので、この程度  
の委託費は出てくるのだろうと考えております。以上です。

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 他に質疑はありませんか。  
( 発言する者なし )

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 「質疑なし」と認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
( 発言する者なし )

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 「討論なし」と認めます。  
これから議案第48号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
( 起立 全 員 )

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 起立全員です。  
したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。  
日程第10、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議  
題とします。  
議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によ  
って、お手元に配布いたしました「次期議会の会期、日程等議会運  
営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申し出がありま  
す。  
お諮りします。  
委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご  
異議ありませんか。  
( 「異議なし」と言う者多数 )

議 長 ( 亀澤 進 君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年5月森町議会臨時会を閉会します。

( 午後 1時55分 閉会 )

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

令和2年5月8日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上